

令和8年2月25日
みどり33推進担当部
公園緑地課

請負業者による個人情報紛失について

区と契約締結をした請負業者が、個人情報を記録したCD-Rを紛失したことが判明したため、報告する。

1 概要

(1) 契約件名 別紙参照

(2) 経緯

令和7年2月19日頃

該当のCD-Rを含む資料一式が再委託先から請負業者に納品された。
請負業者担当者がデータを確認後、資料一式を段ボール箱（養生テープで封緘し「社外秘」と記載）に収納し、デスク下に保管（この時CD-Rが段ボール箱に収納されなかった可能性がある）。

令和7年4月16日

請負業者が社内レイアウト変更のため、段ボールを別の事務所へ車両で移送した。移送先事務所で資料一式を段ボール箱から取り出し、施錠付きキャビネットに保管（この時CD-Rの所在を確認できていない）。

令和7年9月

請負業者が移送先事務所キャビネット内を整理する際CD-R紛失を確認。

令和7年9月～令和8年1月

請負業者が事務所や社有車内等を探索したが発見に至らず。

令和8年1月29日

請負業者から区にCD-R紛失の可能性について第一報。

令和8年2月17日

請負業者から区に、紛失の事実及び経緯等とともに、令和7年4月に行われた請負業者の事務所内のレイアウト変更に伴い、誤廃棄（溶解又は焼却処分）した可能性が高いと報告。

2 事後の対応

- (1) 対象の方々に対して、謝罪とともに経緯の丁寧な説明を行っている。
- (2) 請負業者に対して、個人情報の適切な取扱いを徹底させるため、原因分析と再発防止策を講じさせるとともに、区へ速やかに報告するなど契約内容の遵守について指導をした。